

第2次上尾市市民活動推進計画

平成27年3月

上尾市市民生活部
市民協働推進課

目 次

I	計画策定の趣旨と位置づけ	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
4	計画の対象	
II	基本構想	3
1	市民活動推進・協働の現状と課題	3
2	将来社会像	5
III	基本計画	6
1	市民と市民活動団体との出会いの演出	6
2	市民・市民活動団体と行政の情報共有	6
3	協働のための組織・活動支援	7
4	ボランティア活動への支援の充実	7
IV	計画の推進のために	9
1	市職員の意識改革と政策形成能力の向上	9
2	協働推進のための機関の設置	9
3	市民活動支援担当部門の強化	9

第2次上尾市市民活動推進計画

I 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

本市では、第4次上尾市総合計画（平成13年度～22年度）が掲げた「市民参画」を実現するため、平成22年2月に上尾市市民活動推進計画（平成21年度～25年度。以下、「前計画」という。）を策定しました。

この前計画に基づき、私たちを取り巻く社会情勢が大きく変動する中で、市民ニーズの多様化・複雑化と市民活動の自発的・自主的な展開を受けて、上尾市市民活動支援センター（以下、「支援センター」という。）を平成22年度に設置し、これを拠点として市民活動の推進や協働によるモデル事業などの取り組みを実施してきました。

この前計画の目標年次は平成25年度でしたが、平成23年度から始まった第5次上尾市総合計画では、まちづくりの基本理念として「協働」を掲げています。平成25年に実施した上尾市市民意識調査では、地域のつながりの必要性を認める市民が9割を超え、地域の活動に参加しやすくするための条件やまちづくりに必要なことなどの質問への回答をとおして、地域活動への参加や協働のまちづくりに大きな関心が寄せられていることが分かりました。また、埼玉県内40市中、平成21年4月に設置されている各市の市民活動サポートセンターは16か所でしたが、それが平成26年4月には24か所に増えており、着実に協働のまちづくりを志向する動きは強まっています。

そこで、これまでの取り組みを踏まえ、市民活動や協働の一層の推進を図るために第2次上尾市市民活動推進計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

上尾市内では、市民活動団体ばかりでなく、自治会が地域に根差した課題に取り組んだり、大学が地域に発信するための拠点づくりを始めるなど、多くの団体が多彩な活動を行っています。市民が主体となり、自らのまちや暮らしを豊かにしようとする取り組みは、「新たな公共の担い手」として重要な意義をもつものと考えています。

本計画は、市民活動団体・地域コミュニティ・大学・事業者との交流に取り組み、市民活動を推進し、市民活動団体と行政との協働を進めることを目標とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、第5次上尾市総合計画（平成23年度～32年度）における施策体系の7つの大きな柱（まちづくりの基本方向）の1つ「市民との協働と新たな行政運営」を実現するために策定するものです。

3 計画期間

計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。ただし、年次報告の内容や社会・経済情勢、上尾市の状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

本計画は、公益的な市民活動を行い、または行おうとする全ての市民を対象とします。

本計画における市民活動とは、市民が主体となって行う自発的・自主的な社会貢献活動で、営利を目的にしないものをいいます。

また、市民活動をしている N P O やボランティア団体等を市民活動団体といいます。

用語説明

協働とは

市民・事業者・行政が相互に理解・信頼しあい、目的を共有しながら連携・協力して地域の問題の解決を目指して知恵や力を発揮しあうことをいいます。

N P O とは

N P O は、Non-Profit Organization の略で「民間非営利組織」と訳され、営利を目的とした団体ではないという意味です。

平成 10 年に成立した特定非営利活動促進法（N P O 法）は、市民活動団体に対して一定の要件の下に法人格を与えることで、市民活動をより活発にしようということを目的とした法律です。N P O 法に基づいて法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（N P O 法人）といいます。

広義の N P O は、社団法人や財団法人、生活協同組合などの法人や法人格を持たない市民活動団体も含んでいます。

N G O とは

N G O は、非政府組織 Non-Governmental Organization の略で、一般的には N P O とほぼ同じ意味ですが、「非営利性」より「非政府性（政府からの独立性）」を強調するとき、N P O と区別されて使用されることが多いようです。

環境や人権・平和、開発、教育、保健医療などの分野で、政府から独立して、国境を越えた活動を展開する団体に対して使います。

Ⅱ 基本構想

1 市民活動推進・協働の現状と課題

本市では、平成 22 年 5 月に市民活動の推進のため上尾市市民活動支援センターを開設しました。

支援センターは、市民活動団体の周知や市民活動への市民参加の促進を目的に、公開講座・駅前市民塾などの研修・講座事業や支援センター情報誌『むすびん』発行、協働のまちづくりのための推進モデル事業に取り組んできました。

それらは支援センターの市民へ向けた周知発信でもあり、年間延べ利用者数は、オープン当初の平成 22 年度の 3,948 人から 25 年度の 7,351 人へと順調に増加しています。また、利用登録団体数は、平成 25 年度末で 117 団体、活動分野別では「文化・芸術・スポーツ・生涯学習関連」が 36 団体、「福祉・保健・医療関連」が 29 団体、「子ども・男女共同参画関連」が 19 団体、「まちづくり・防災関連」が 11 団体となっています。

市全体の協働への取り組みを見ると、以前から協働で実施してきたイベント事業数は多いものの、いまだに協働の意識がなく取り組まれている事例も見られます。一方で意識的な協働の視点で実施された事業としては、継続的な展開が期待される事業（尾山台地域福祉センター運営事業、つどいの広場あそぼうよ委託事業）や新たな施策につながるような事業（体験型市民農園開設推進モデル事業）、行政だけではできないきめ細かな内容を持つ事業（日本語教室）など、非イベント型の事業も含め多くの事例を挙げる事ができます。

支援センターでは、協働のまちづくりに向けた市民活動団体の意識や支援センターの今後の方向性を確認するため、登録団体へのアンケート調査を平成 25 年 5 月に実施しました（支援センターの利用頻度の高い 100 団体を対象に無記名で実施。有効回答は 55 団体で、回答率 55 パーセント。以下、「アンケート調査」という）。

この調査結果や本市の協働の取り組みを踏まえ、協働のまちづくりの課題を整理しました。

① 市民活動や協働について広く市民に周知すること

市民活動団体の存在や活動内容の周知については、支援センターを拠点とする団体などの協力で一定の成果を挙げていますが、市民一人ひとりを対象にするとまだ努力の余地があります。

アンケート調査では、協働についての理解の質問に対して回答した 55 団体のうち 85 パーセントの団体が「何となく理解している」、「よく理解している」と答え、協働のまちづくりの推進への考えについては「必要だと思う」と 40 団体 73 パーセントが答えています。これらは、すでに活動中の団体の会員としての理解を示しています。一方で支援センターへ望むことの質問に対しては、10 団体から「施設自体を

知らない人が多いので周知活動が必要」との指摘がありました。

市民活動団体の存在を広く市民に周知することを継続するとともに、市民活動に参加したい個人のための相談窓口の整備など、市民と市民活動団体とを結びつける仕組みを強化することが必要です。

② 市民活動団体と行政の相互理解を深めること

市民活動団体と行政が良好な関係を築くためには、活動状況や組織などお互いのことをもっと知り合うことが重要です。

アンケート調査では、協働のまちづくりのためにどのようなことが必要かとの質問に対し、「市民が市政やまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり」が 25 団体と 1 番多く、「市民と行政が情報を共有できる仕組みづくり」が 19 団体と続いています。

相互理解の前提がなければ、協働のシステムづくりは進みません。市民活動団体と行政との関係にとどまらず、一般市民や地域コミュニティ団体、大学、事業者（企業）などさまざまな部門が連携、協力できるネットワークを構築することが必要です。

③ 市民や市民活動団体の力量を高めること

公共サービスは、行政が中心となって進めるこれまでのシステムでは、市民が自ら発案し、実践する自発的・自主的活動はなかなか生まれてきません。

また、アンケート調査では、活動上困っていることへの問い（複数回答）に対して、「新メンバーの加入が進まない」が 24 団体と最も多く、次いで「若い人の参加が少ない」が 22 団体、「役員のなり手や候補者がいない」が 9 団体あり、人材不足についての回答が多数を占めました。また、活動資金の不足が 12 団体と多く寄せられ、前計画策定前のアンケート調査と同様に「人材、資金、場所」が市民活動団体の負担や障壁となっている現状が浮かび上がりました。「活動の拠点確保が困難」との回答が 6 団体にとどまったのは支援センターの開設の効果があったものと考えられます。

行政の持つ情報の公開をさらに進め、市政への市民参画を推進するとともに、市民活動団体と行政の役割分担を整理し、公的助成制度の活用などをおして市民活動団体の活動を活性化して力量を高める支援策を展開していく必要があります。

④ ボランティア活動を支援すること

協働の基盤となるボランティア活動の育成や調整については、福祉関係を中心に、社会福祉協議会が担ってきました。阪神淡路大震災などを経て、福祉では括れない

ボランティア活動が広がり、それらは十分な支援を受けられずに活動しています。支援センターもボランティア活動を希望する市民には登録を呼びかけていますが、登録しても豊富な活動メニューを示すことができない状況です。ボランティアをしたいという希望に応えられるような情報提供ができる仕組みが必要です。

2 将来社会像

本計画を通じて実現したい社会像を、前計画と同様、次のように定めます。

みんなの思いと力をひとつに結ぶ 協働のまち あげお ～ 市民一人一人が自己実現できるまちづくり ～

さまざまな社会的な組織が、協力・連携していくことで地域の課題を解決し、市民一人ひとりが他の市民と思いを共有することにより、自ら望む暮らしを創造していきます。

また、市民活動への参加は、一人ひとりの市民が社会に貢献していることの実感を得て、生きがいを見つけることにも通じます。

用語説明

協働の形態

協働にはさまざまな形態があり、事業内容や協働の相手方の特性を考え、より効果的な形態が選ばれることとなります。

市民団体が中心になって行う事業では、市民団体の事業の公益性や行政目的との合致を認定して名義の使用を承認する「後援」や、財政的な支援をする「補助・助成」などがあります。

行政が中心になる事業では、行政よりも効果的な実施が期待できる事業の「協働委託」や、事業計画を作る場合の情報交換や意見表明の「政策立案への参画」などがあります。

市民団体と行政が共に取り組む事業では、イベントを実施するための「実行委員会」や「共催」などもあります。

いずれも役割分担や期間など明確にして取り組む必要があります。

Ⅲ 基本計画

1 市民と市民活動団体との出会いの演出

(1) 基本的な方針

実際に市民活動に参加している人はまだ少数です。「参加の方法が分からない」「誰が、どんな活動をしているか分からない」ことが、市民活動への参加を阻む大きな要因となっています。反対に市民活動団体の側では、多くの市民の参加を求めています。「参加したい人」がどこにいて、どうすれば情報を届けられるかが分からずに困っています。

そのため、広く市民に市民活動団体の活動内容等を紹介し、活動の輪を広げるための広報活動を推進します。

また、多くの市民が新たに活動に参加するための手がかりとなる機会や、参加したい市民の掘り起こし、相互の交流を図るための場の提供などを通じて、市民活動団体の活動支援策を講じていきます。

(2) 基本的な施策

- ① 行政が持つ広報媒体を有効に活用することで、市民活動団体を広く市民に周知していきます。また、「協働」発信のためのホームページなど、新たな広報手法を検討します。
- ② 活動の場が重複する地域コミュニティとの連携や協力を推進する仕組みを整え、団体や地域をつなぐ市民活動推進コーディネーターなど人的充実を検討します。
- ③ 今後の市民活動において大きな役割を担うと期待されるシニア世代を、市民活動参加へ促すための取り組みを推進します。

2 市民・市民活動団体と行政の情報共有

(1) 基本的な方針

人と人との間の信頼関係は、お互いを理解し、信用することから成り立ちます。同じように、市民活動団体と行政との関係においても、まず相手の状況や立場をよく知ること、知ってもらうことが信頼関係を築くために非常に重要です。

そのため、行政は必要な情報を分かりやすく提供するとともに、市民活動団体からの情報も積極的に受け入れて活用を図ります。相互が情報を広く共有することにより、良好な信頼関係を築き、協働のまちづくりを推進していきます。

(2) 基本的な施策

- ① 上尾市の市政情報や、新たな制度や施策に関する情報などを、より分かりやすく市民・市民活動団体に提供する市政出前講座などに取り組みます。
- ② 市民活動団体に関する情報の収集を強化し、行政のみならず市民・市民活動団体、大学や企業など誰でも活用できる情報データベースとして整理します。

- ③ 審議会や協議会に市民委員枠を設けるなど、市民や市民活動団体などと行政が、情報や意見を交換する機会を増やします。

3 協働のための組織・活動支援

(1) 基本的な方針

大きな社会変化の中で、行政だけでは解決できないさまざまな課題が発生しています。そうした課題を解決するためには、市民自身が制度や既存の枠組みを超えて自発的に問題解決について考える必要があります。市民と行政がお互いに「できること」「やりたいこと」を持ち寄って、「もっと良い解決方法」を探ることが必要です。

それには、市民活動に対する期待や要望に十分応え得るよう市民活動団体の組織基盤を強化する必要があります。市民活動団体にとって必要な人材、資金、活動場所等の資源の有効活用を図り、円滑な組織運営・活動が展開できるよう支援に努めます。

(2) 基本的な施策

- ① 市民活動をサポートするための支援センターの事業を充実させ、平成 23 年度から 25 年度まで行った「協働のまちづくり推進モデル事業」を継承する協働事業提案制度を実施します。
- ② 協働推進のための市の助成制度や、国・県・民間団体などの助成制度の周知・活用を進め、効果的な財政支援につなげます。
- ③ 多様な市民活動の場の確保を支援するため、既存の公共施設の有効利用や空き店舗の活用の検討などを通し活動の場を拡充します。

4 ボランティア活動への支援の充実

(1) 基本的な方針

福祉ボランティアについては社会福祉協議会ボランティアセンターが育成し指導していますが、福祉以外の分野では、それぞれ関係深い行政部署と連携している団体もあれば、公の支援のない団体もあり、ボランティア活動の全体を把握することができていません。一方で、福祉分野と福祉以外の分野を越えた活動の広がりもあり、ボランティア活動を支える社会福祉協議会や支援センターの連携も求められています。

(2) 基本的な施策

- ① 支援センターと社会福祉協議会のボランティアセンターとが定期的な連絡の場を持ち、情報交換などにより市内のボランティア活動の全体を把握できるように努めます。

- ② 福祉分野以外のボランティア活動については、支援センターが情報を収集し、活動希望者に募集状況を提供するなど積極的に支援します。

用語説明

市民活動推進コーディネーターとは

市民と市民活動団体と行政などをそれぞれのニーズに基づいてつなぎ、調整し、課題を整理解決する橋渡しをする人。特に地域コミュニティや団体との関わりの間に立つ有効な役割を持っています。

IV 計画の推進のために

1 市職員の意識改革と政策形成能力の向上

市民と行政が協働してまちづくりを進めるためには、市職員が市民活動団体を知ること、そして理解することが重要です。

- ① 協働に関する理解や実践について職員全体で共有化を図るとともに、市民活動団体との現場研修などを通じて職員の意識改革を図ります。
- ② 協働の観点を持って新規事業の企画立案や、既存事業の見直しができるよう職員の政策形成能力の向上に努めます。

2 協働推進のための機関の設置

協働のまちづくりを実現するためには、担当部署の個別的な取り組みだけでなく、全庁的な推進体制を整えることが不可欠です。

- ① 市の組織のうち協働と親和性の高い所属に（仮称）協働推進員を配置し、その推進員をもって、協働のまちづくりを進めるために組織横断的な調査検討をする（仮称）協働推進員会議を組織し、協働事業に関する情報の共有化、各協働事業間の連携・調整、また協働事業の成果の検証を行います。
- ② 市民活動団体のみならず、企業や大学、地域コミュニティなどとの複合的な協働の在り方についても検討します。

3 市民活動支援担当部門の強化

支援センターを協働のまちづくりの拠点として組織の充実を図ります。また、市民活動や協働のさらなる推進のため市民協働推進課は、支援センターをバックアップし連携を図っていきます。

- ① 支援センターは、社会に貢献しようとする市民の自主的な活動の支援・促進及び市民との協働の推進を図ることを目的に、市民活動に関する情報の収集及び提供や、相談窓口、市民と市民活動団体との交流事業、研修、協働に関する調査・研究などを行います。
- ② 支援センターの運営を含め市民活動と協働の推進を図るため、学識経験者や市民活動経験者等から成る組織の設置を検討します。